

5年以内に交通違反や交通事故がある方でも、初回更新の方でも
須坂警察署で運転免許の更新手続きができる

「特定任意講習」開催のお知らせ

須高交通安全協会

1 講習日時

令和7年10月	2日(木)	午後6時30分から(2時間)
令和7年12月	4日(木)	午後6時30分から(2時間)
令和8年(2026年)の予定		
令和8年	2月	5日(木) 午後6時30分から(2時間)
令和8年	4月	2日(木) 午後6時30分から(2時間)

※ 受付は、午後6時0分から始めます。

2 受講できる方【 受講対象者 】

6か月以内に運転免許の更新手続きをする方で、

- (1) 一般運転者講習【過去5年間に軽微な違反が1回ある】に該当する方
- (2) 違反運転者講習【過去5年以内に交通違反や交通事故がある方で(1)に該当しない】に該当する方
- (3) 初回更新者講習【初めて免許更新する】に該当する方

「優良運転者講習」、「高齢者講習」の受講対象に該当する方は受講できません。

- 優良運転者講習の受講対象に該当する方は、警察署の免許窓口で更新手続きする際に受講(映像視聴30分間)ができます。
- 70歳以上の方は、自動車教習所で行う「高齢者講習」を受講してください。

2 講習場所

須坂警察署 3階 大会議室 (須坂市大字須坂1725-1)

受付は、1階 免許窓口で行います。

3 受講する際に持参していただくもの

- ・ 講習手数料 1,400円(令和7年3月改正) ・ 運転免許証 ・ 筆記具
- ・ 運転免許更新のお知らせ(更新連絡書) ※お手元に届いている方はお持ちください。

4 その他

- ・ 運転免許センターで受講した場合、一般運転者講習は講習時間1時間・講習手数料800円、違反運転者講習と初回更新者講習は講習時間2時間・講習手数料1,400円ですが、本特定任意講習では、一律に2時間・1,400円となります。
- ・ 「更新のお知らせ」はがき(更新連絡書)が届いて講習区分を確認してからでも間に合います。
- ・ 須高地域以外にお住いの方も受講できます。
- ・ この特定任意講習時は、講習のみで、更新手続きは行いません。

※ お問い合わせ 須高交通安全協会(電話026-246-0034)

2026（令和8）年 特定任意講習の開催予定日

令和8年	2月	5日（木）	午後6時30分から（2時間）
令和8年	4月	2日（木）	午後6時30分から（2時間）
令和8年	6月	4日（木）	午後6時30分から（2時間）
令和8年	8月	6日（木）	午後6時30分から（2時間）
令和8年10月	8日（木）	午後6時30分から（2時間）	
令和8年12月	3日（木）	午後6時30分から（2時間）	

※ 諸情勢により変更する場合があります。